

各 保護者様

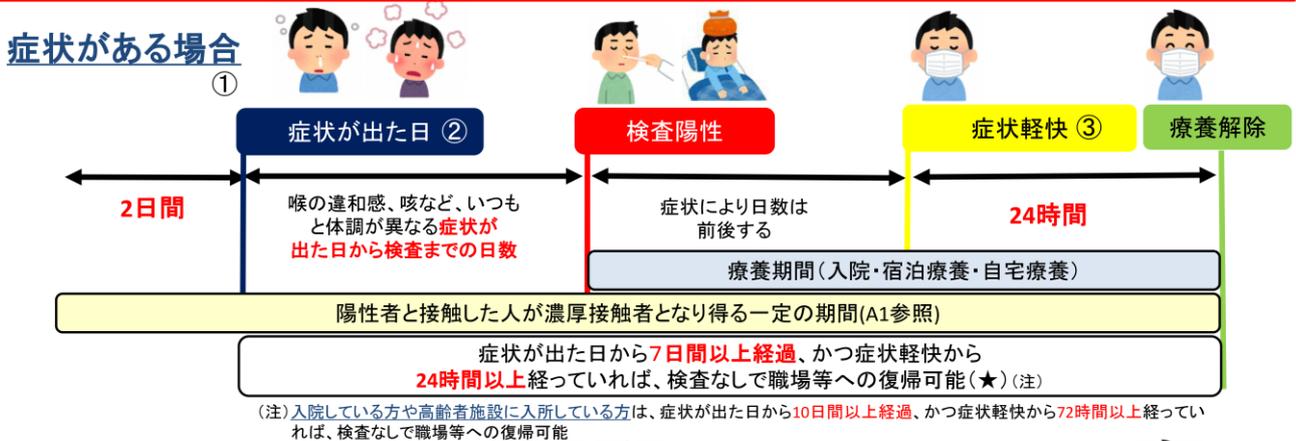
安八町教育委員会
東安中学校組合教育委員会

国から発表があったとおり、新型コロナウイルス感染症に罹患した方の療養解除基準について、9月7日より次のように対応が変わっておりますので、確認をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について(厚生労働省ホームページより)

新型コロナウイルス感染症 陽性だった場合の療養解除について

(★)症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、**感染リスクがあります**。
検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、**自主的な感染予防行動の徹底をお願いします**。



症状がない場合



- ① 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合。
- ② 症状が出始めた日とし、発症日が明らかでない場合には、陽性が確定した検体の採取日とする。
- ③ 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。
- ④ 陽性が確定した検体の採取日とする。

Q&A よくある質問

(中略)

【療養解除・自宅待機について】

(中略)

Q13. 陽性者の家族はいつまで自宅待機すればよいのでしょうか。

A13. 陽性者の同居家族は原則として濃厚接触者と判断されます。濃厚接触者は、発端となる同居の感染している方が発症する等してから5日間の待機が必要となります。ただし、2日目と3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で2回続けて陰性が確認できた場合は3日目で待機解除とすることができます。上記のいずれの場合でも、自宅待機の期間が終了した後も7日間が経過するまでは、自身による健康状態の確認を行うことや会食を控える等の感染対策をお願いいたします。